

令和3年

第4回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和3年4月19日  
午後1時30分

場所 仁木町役場 「委員会室」



令和3年第4回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和3年4月19日(月) 午後1時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	仁木町臨時休業等給食費補助金交付要綱の制定に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町立学校支援員配置に関する規則の一部を改正する規則に関する件
日程第 6	議案第2号	修学旅行の引率業務等に従事する仁木町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領に関する件
日程第 7	議案第3号	仁木町立各中学校部活動指導員取扱要領の制定に関する件
日程第 8	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和3年3月22日(月)～4月19日(月)

1 定例教頭会

令和3年3月23日(火) 会議室2

＝概要＝

○ 挨拶のみ

2 人事評価適正化会議

令和3年3月23日(火) 町民センター交流ホール

＝概要＝

○ 令和2年度仁木町職員人事評価に係る適正実施

3 令和2年度仁木町子ども体験塾特別講座委託業務実績報告

令和3年3月24日(水) 応接室

＝概要＝

○ 子ども体験塾特別講座委託業務に係る実績報告

○ ニキヒルズから特別講座に係る実績報告及び今後の取組説明

○ 町～佐藤町長、林副町長 教育委員会～岩井教育長

4 社会科副読本編集委員会

令和3年3月24日(水) 応接室

＝概要＝

○ 令和3年度以降に使用する社会科副読本に係る編集委員会

○ 出席者～仁木小学校 齊藤教諭、田口教諭、日置教諭

          银山小学校 作田教頭、飯島教諭

          事務局 岩井教育長、中村主事

5 総務経済常任委員会所管事務調査

令和3年3月25日(木) 議会委員会室及び現地

＝概要＝

○ 多目的滞在施設整備事業について

・ 資料説明及び現地調査

6 辞令交付式

令和3年3月26日（金）町長室

＝概要＝

- 渡朋仁教育委員の辞令交付（任期：R3年3月26日～R7年3月25日）
- 出席者～渡教育委員、佐藤町長、林副町長、岩井教育長

7 仁木地区学校運営協議会委員辞令交付

令和3年3月26日（金）仁木小学校校長室

- 委員～工藤義見氏、今野美和氏、木村公一氏、大久保俊哉氏、藤田 浩氏、池田満博氏、渡邊 優氏、関 雅樹氏、山崎貴志氏、齋藤啓代氏 ～ 10名

8 令和2年度第1回仁木地区学校運営協議会

令和3年3月26日（金）仁木小学校校長室

＝概要＝

- 開会、教育長挨拶、委員自己紹介、仁木地区学校運営協議会に運営について、仁木小・中学校の経営方針について、役員選出（会長～工藤義見氏、コーディネーター～大久保俊哉氏）、意見交換、今後の予定、閉会

9 入札

令和3年3月29日（月）会議室2

＝概要＝

- 令和3年度～令和5年度 町内各学校管理業務入札
- 入札結果～東洋実業に落札

10 退職者辞令交付

令和3年3月31日（水）教育長室

＝概要＝

- 令和3年3月31日付け退職者に係る辞令交付
- 対象者～泉谷給食センター所長
- 対象者～給食センター 佐藤栄養教諭

11 辞令交付

令和3年4月1日（木）教育長室

＝概要＝

- 令和3年4月1日付け人事異動に伴う辞令交付
- 対象者～奈良教育次長

12 見積合わせ

令和3年4月1日（木）会議室2

＝概要＝

- 令和3年度スクールバス運行業務見積合わせ
- 見積合わせ結果～イナホ観光(株)に決定

13 給食センター会計年度任用職員辞令交付

令和3年4月2日（金）給食センター

＝概要＝

- 対象者～大原知恵美氏、野口由美氏、原田由美氏、戸波園恵氏、井内 愛氏、佐久間政美氏、福井裕子氏（7名）
- 対応者～岩井教育長、奈良次長、赤石学校給食係長、岩本栄養教諭

14 転入教職員辞令交付

令和3年4月2日（金）各学校

＝概要＝

- 仁木小学校～松林 純教諭、岩本美奈子栄養教諭（2名）
- 銀山小学校～森木真也教頭、野口貴史教諭、澤田絵巳子教諭（期限付き）（3名）
- 仁木中学校～池田美佳教諭、鈴木美智恵教諭、井上公明教諭、増子芳朗教諭、武田尚憲教諭、山田幸弘事務職員（再任用）（6名）
- 銀山中学校～杉山光宏教頭、川田匡代教諭、中里昌興教諭、小林幸博教諭、秋山秀也教諭（再任用）、丸山渉平教諭（期限付き）（6名）
- 対応者～岩井教育長、各学校長、各学校教頭、中村主任

15 寄贈品の贈呈

令和3年4月2日（金）教育長室

＝概要＝

- 仁木消防団 金子団長から新1年生に対して、お米の寄贈
- 1袋(1升) \*30袋(新1年生25名、校長2名、担任2名、予備1)

16 政策調整会議

令和3年4月5日(月) 応接室

=概要=

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について
- 5月1日付け職員の採用について
- 仁木町長選挙に係る職員の協力依頼について など

17 令和3年度仁木小学校入学式(欠席)

令和3年4月6日(火) 仁木小学校

=概要=

- 開式のことば、国歌静聴、校歌静聴、新入生氏名呼称(21名)、学校長式辞(山崎校長)、来賓紹介(佐藤町長)、記念品・祝電祝文紹介、職員紹介、職員紹介、閉式のことば

18 令和3年度銀山小学校入学式

令和3年4月6日(火) 銀山小学校

=概要=

- 開式の言葉、国歌斉唱、校歌斉唱、1年生紹介(4名)、校長式辞(打矢校長)、来賓紹介(岩井教育長)、歓迎の言葉、記念品紹介、教職員紹介、閉式の言葉

19 令和3年度仁木中学校入学式

令和3年4月7日(水) 仁木中学校

=概要=

- 開式の辞、国歌斉唱、新入生呼名(21名)、校長式辞(齋藤校長)、来賓紹介(岩井教育長)、縮分・祝電披露、新入生誓いの言葉、校歌紹介、閉式の辞

20 令和3年度銀山中学校入学式(欠席)

令和3年4月7日(水) 銀山中学校



＝概 要＝

- 開式の言葉、国歌、校歌、新入生呼名（5名）、式辞（庵校長）、来賓紹介（佐藤町長）、祝電披露、歓迎の言葉、誓いの言葉、職員紹介、閉式の言葉

- 21 令和3年度第1回後志管内市町村教育委員会教育長会議  
令和3年4月12日（月）教育長室（オンライン）

＝概 要＝

- 後志管内教育推進の重点
- 次長兼主幹（地域連携）所管事項説明
- 義務教育指導監所管事項説明
- 企画総務課所管事項説明
- 教育支援課所管事項説明

- 22 令和3年度後志町村教育委員会協議会教育長部会第1回協議会（総会）  
令和3年4月14日（水）共和町生涯学習センター

＝概 要＝

- 令和2年度活動報告について
- 部会運営体制の見直しについて
- 令和3年度活動計画（案）について
- 教育長部会構成（案）について
- 派遣役員（案）について
- 各専門部より報告  
（行政専門委員会、学校教育専門委員会、社会教育専門委員会）
- その他（情報交換）

- 23 会計年度任用職員面接（学校給食共同調理場パート調理員）  
令和3年4月15日（木）教育長室

＝概 要＝

- 学校給食共同調理場パート調理員に係る採用面接
- 面接者～岩井教育長、奈良学校給食共同調理場所長
- 募集人員～1人、応募者～1人
- 内定者～1名（余市町）

## 24 議員全員協議会

令和3年4月15日（木）委員会室

＝概要＝

- （仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設事業に関する件
  - ・これまでの経緯
  - ・基本設計書（概要版）の説明

## 25 定例校長会

令和3年4月16日（金）役場会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）
  - ・校長会の情報交換の充実について
  - ・教育行政執行方針に伴う小中連携について
  - ・コミュニティスクールの活用について
  - ・新型コロナウイルス感染症対策について
- 教育委員会示達事項
  - ・1学期中の学校行事の実施状況について
  - ・各種規則・要領の改正について
  - ・転入教職員に対する情報セキュリティポリシーの遵守について
  - ・臨時休業時等におけるiPadの貸し出し対応について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
  - (1) 令和3年度入学式における状況（国旗・国歌等）について
  - (2) 指導監訪問の計画について（第1期）（調整中）
  - (3) 指導主事訪問の取組について（調整中）
  - (4) 令和3年度仁木町学校経営研修会について（調整中）
  - (5) 教育委員学校視察について ※後日、日程調整
  - (6) 三者歓送迎会について～中止
  - (7) その他
    - ・仁木町教育委員会と各地区交流会について～中止
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程  
次回校長会 5月19日（水）9：30～会議室2

26 仁木小学校（1・2年生）授業参観  
令和3年4月16日（金）仁木小学校  
＝概要＝

- 1年生～国語（坂本教諭）
- 2年生～算数（八柳教諭）

27 令和3年度仁木町特別支援教育育成会定期総会  
令和3年4月16日（金）仁木小学校  
＝概要＝

- 開会、会長挨拶（板岡会長）、教育長挨拶、議長選出（板岡会長）、報告事項～令和2年度事業報告・決算報告・会計監査報告、質疑応答、協議事項～報告事項の承認・令和3年度事業計画・予算案、役員改選（事務局：银山小）、議長解任、閉会

日程第 4

報告第 1 号

仁木町臨時休業等給食費補助金交付要綱の制定に関する件について

このことについて、別紙のとおり制定したので、報告します。

令和3年4月19日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

## 仁木町臨時休業等給食費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、仁木町立学校において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等を踏まえ行われた学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条及び第20条に基づく出席停止及び臨時休業となった児童生徒の保護者、並びに感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項に基づき勤務しないことがやむを得ないと認められた教職員等が負担すべき学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2号に基づく経費（以下「経費」という。）を助成するための補助金（以下「補助金」という。）を支給することに関して、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、仁木町学校給食共同調理場所長とする。

### (補助金の申請)

第3条 補助対象者は、補助金の申請にあたり、実績に基づいた経費を算出し、仁木町臨時休業等給食費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、補助の決定を行うとともに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、仁木町会計管理者が発行する口座振込済通知書をもって交付決定通知に替えることができる。

### (補助金の実績報告)

第5条 第3条において実績をもって交付申請すべきこととされていることから、規則第14条に規定する実績報告を要しないものとする。

### (補助金の交付及び額の確定)

第6条 町長は、第4条の規定による決定を受けたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付したときは、第5条の規定により実績報告を要しないものとされているため、規則第15条に規定する補助金の額の確定を行ったものとみなし、その通知は要しないものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

年 月 日

仁木町長 様

申請者名



仁木町臨時休業等給食費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう、仁木町臨時休業等給食費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金申請額 \_\_\_\_\_円

対象人数	給食費単価	該当日数	補助申請額

- ※ 対象者別の内訳を添付すること。
- ※ 他の補助金や扶助費を受給している場合は、それらを減額して申請すること。

日程第 5

議案第 1 号

仁木町立学校支援員配置に関する規則の一部を改正する規則に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 4 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男



仁木町立学校支援員配置に関する規則の一部を改正する規則

仁木町立学校支援員配置に関する規則（平成24年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、仁木町立学校（以下「学校」という。）において、児童生徒へのきめ細かな学習指導の充実、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実、<u>生徒に対する部活動の技術的な指導並びに職員の指導力や学校経営力の向上を図るために、学校の実情に</u>応じ支援員を配置することに<u>関し必要な事項を定めるもの</u>とする。</p> <p>(支援員)</p> <p>第2条 支援員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 学校力向上支援員</p> <p>(2) 特別支援教育支援員</p> <p><u>(3) 部活動指導員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 部活動指導員</u></p> <p>ア 実技指導</p> <p>イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導</p> <p>立 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率</p> <p>エ 用具・施設の点検、管理</p> <p>オ 部活動の管理運営(会計管理等)</p> <p>カ 保護者への連絡調整</p> <p>キ 年間・月間指導計画の作成</p> <p>ク 生徒指導に係る対応</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、仁木町立学校（以下「学校」という。）において、児童生徒へのきめ細かな学習指導の充実、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実並びに職員の指導力や学校経営力の向上を図るために、学校の実情に<u>応じ支援員を配置すること</u>に<u>関し必要な事項を定めるもの</u>とする。</p> <p>(支援員)</p> <p>第2条 支援員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 学校力向上支援員</p> <p>(2) 特別支援教育支援員</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p>

	改正後	改正前
ㄨ 事故が発生した場合の現場対応 ㄱ 全各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める活動		

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

日程第 6

議案第 2 号

修学旅行の引率業務等に従事する仁木町立学校職員の勤務時間の  
割振り等に関する要領の一部を改正する要領に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 4 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

修学旅行の引率業務等に従事する仁木町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領

修学旅行の引率業務等に従事する仁木町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領（平成24年教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改め、改正前欄に掲げる破線で囲んだ部分を改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、「修学旅行の引率業務」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する旅行・集団宿泊的行事と位置付けて行うものうち、修学旅行実施基準（平成13年仁木町教育委員会告示第5号）に基づき実施する宿泊研修及び見学旅行において、児童又は生徒を引率する業務をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、「修学旅行の引率業務」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する旅行・集団宿泊的行事と位置付けて行うものうち、修学旅行実施基準（平成13年仁木町教育委員会告示第5号）に基づき実施する宿泊研修及び見学旅行をいう。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>4 この要領において、「事前準備業務」とは、「文化祭（学校祭）等」「体育祭（運動会）等」「入学式・卒業式等」又は「対外運動競技等の当番校」の実施日前1週間以内において、当該行事の実施に関わって児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。</p>	<p>4 この要領において、「事前準備業務」とは、「文化祭（学校祭）等」又は「体育祭（運動会）等」の実施日前1週間以内において、当該行事の実施に関わって児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。</p>
<p>5 この要領において、「登校時の通学指導業務」とは、<u>学校保健安全法第27条に基づき自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、児童生徒の登校時の安全指導・安全管理のため、公務として従事する街頭での指導業務をいう。</u></p>	<p>5 この要領において、「登校時の通学指導業務」とは、<u>学校保健安全法第27条に基づき自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、地域の祭典等における児童生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務をいう。</u></p>
<p>6 この要領において、「校区内巡視業務」とは、<u>学校保健安全法第27条に基づき自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、地域の祭典等における児童生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務をいう。</u></p>	<p>6 この要領において、「校区内巡視業務」とは、<u>学校保健安全法第27条に基づき自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、地域の祭典等における児童生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務をいう。</u></p>

7. この要領において、「現場実習の引率業務」とは、文部科学省が公示する特別支援学校学習指導要領に規定する産業現場等における実習（産業現場等における実習を他の教科等と合わせて実施する場合の作業学習を含む）において、生徒を引率する業務をいう。
8. この要領において、「家庭訪問の業務」とは、児童生徒の学校や家庭での状況について、各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務をいう。
9. この要領において、「教育相談の業務」とは、保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務をいう。
10. この要領において、「入学者選抜の業務」とは、道教委が実施する入学者選抜（選考）に係る業務のうち、学力検査及び面接等選考の実施日の業務、その前日の準備業務、採点業務及び合否判定業務をいう。
11. この要領において、「保護者等を対象とした説明会等の業務」とは、保護者や地域住民等の職員以外の学校関係者を対象とした説明会や懇談会等のうち、自校の教育計画に位置付け、公務として行う業務で、あらかじめ予定して行う業務をいう。
12. この要領において、「児童生徒の引率業務」とは、自校の教育活動として、児童又は生徒を引率する業務のうち、本要領における「修学旅行の引率業務」及び「現場実習の引率業務」を除く業務をいう。
13. この要領において、「入学式・卒業式等の業務」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する儀式的行事と位置付けて行う行事の実施日に行う業務をいう。
14. この要領において、「対外運動競技等の当番校業務」とは、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第12条第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」のうち、自校の児童生徒が参加する対外運動競技等について、自校が当番校となり、対外運動競技等の実施日に行う当番校業務をいう。
15. この要領において、「校外での実習・学習活動に関する打合せ等業

改正後

務1とは、自校の教育計画に位置付けている児童生徒が行う校外での実習・学習活動に関し、あらかじめ予定して、職員以外の者と打合せなどを行う業務をいう  
(対象職員及び対象業務)

第3条 対象職員及び対象業務は、次のとおりとする。

(1) 対象職員

この要領の規定は、仁木町立学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手に適用する。

(2) 対象業務（この要領において「修学旅行の引率業務等」という。）

ア～ウ 略

エ 文化祭（学校祭）等、体育祭（運動会）等、入学式・卒業式等又は対外運動競技等の当番校の事前準備業務

オ 登校時の通学指導業務

カ 校区内巡視業務

キ 現場実習の引率業務

ク 家庭訪問の業務

ケ 教育相談の業務

コ 入学者選抜の業務

サ 保護者等を対象とした説明会等の業務

シ 児童生徒の引率業務

ス 入学式・卒業式等の業務

セ 対外運動競技等の当番校業務

ソ 校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務

(勤務日の設定等)

第4条 略

2 校長は、担当職員に対し、前項に規定する4週の期間における勤務時間が1週間当たり平均38時間45分となるように勤務時間を割り

改正前

(対象職員及び対象業務)

第3条 対象職員及び対象業務は、次のとおりとする。

(1) 対象職員

この要領の規定は、仁木町立学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手に適用する。

(2) 対象業務（この要領において「修学旅行の引率業務等」という。）

ア～ウ 略

エ 文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務

(勤務日の設定等)

第4条 略

2 校長は、担当職員の前項に規定する4週の期間における勤務時間が1週間当たり平均38時間45分となるように勤務時間を割り振らな

改正後	改正前
<p>振らなければならぬ。</p> <p>3 校長は、担当職員に対し、第1項の規定により4週の期間における勤務時間の割り振りを定めるときは、当該4週の期間の初日から起算して7日前（特別な事情がある場合は前日）までに別記様式1及び別記様式2により、当該担当職員に勤務時間の割振りの結果を通知するものとする。ただし、別記様式1により制度の適正な運用が確保され、かつ、当該担当職員が勤務時間の割振り結果を十分了知できると判断した場合は、別記様式2の作成を省略できるものとする。</p>	<p>ければならない。</p> <p>3 校長は、担当職員の第1項の規定により4週の期間における勤務時間の割り振りを定めるときは、当該4週の期間の初日から起算して14日前までに別記様式1及び別記様式2により、当該担当職員に勤務時間の割振りの結果を通知するものとする。</p>





日程第 7

議案第 3 号

仁木町立各中学校部活動指導員取扱要領の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 4 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

## 仁木町立各中学校部活動指導員取扱要領

### (趣旨)

第1条 この規則は、仁木町立の各中学校における部活動に対する指導体制の充実を図ることにより、学校における働き方改革の推進と部活動の適正な運営に資するため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)の取扱について、仁木町立学校支援員配置に関する規則(平成24年教育委員会規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間)

第2条 指導員の1日の勤務時間は、原則として平日2時間以内、週休日及び休業日(長期休業期間を含む)3時間以内とする。ただし、試合に係る引率の場合の勤務にあつては、この限りでない。

### (服務)

第3条 指導員は、その職務を遂行するに当たり、教育委員会が定める規則等並びに部活動の指針等に従うとともに、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。また、次に挙げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (3) やむを得ない理由により指導等に従事できないときは、あらかじめ校長に連絡しなければならない。

### (免職)

第4条 教育委員会は、指導員が次に挙げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その職を免ずることができる。

- (1) 部活動の指導として、ふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 身体又は精神の疾病により指導に耐えられないと認められるとき。
- (3) 指導態度が不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (4) その他、教育長が不適切と判断したとき。

### (勤務実績の報告)

第5条 校長は、毎月の勤務終了後、指導員の勤務実績を教育委員会に報告しなければならない。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

日程第 8

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 3 年 4 月 1 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

## 1 当面する教育諸問題

## 2 当面する行事日程について

### ★ 令和3年第5回仁木町教育委員会定例会

5月 日 ( ) : ~ 応接室

※令和2年・・・5月20日(水) 17:58~19:09

※令和元年・・・5月21日(火) 14:51~16:05

### ★ 令和3年仁木町成人式

5月2日(日) 13:30~ 町民センター

※ 12:45までに参集願います。

### ★ 仁木町教育管理職・三者歓送迎会

中止

### ★ 仁木小・中学校及び銀山小・中学校との三者交流会

両地区とも中止

- 銀山小学校授業参観  
4月20日(火) 13:20～ 銀山小学校
- 公立高等学校配置計画地域別検討協議会  
4月20日(火) 14:00～ Zoom会議
- 仁木町教頭会定期総会  
4月21日(水) 9:30～ 会議室2
- 仁木町議会臨時会(予定)  
5月28日(金)
- 令和3年度町内会長会議 書面会議で開催

◆ 運動会及び体育大会等

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 仁木小学校 | 5月22日(土) 8:45～    |
| 仁木中学校 | 6月15日(火) 授業で記録会形式 |
| 銀山中学校 | 6月5日(土) 10:00～    |
| 銀山小学校 | 6月12日(土) 9:00～    |

3 その他

(1) 令和2年度学校運営協議会の開催結果報告について

- 銀山地区 第1回報告・・・P26
- 仁木地区 第1回報告・・・P27

了知  
令和2年度 第1回 銀山地区 学校運営協議会 報告書

令和3年2月18日(木) 17:00~

銀山小学校 視聴覚室

【出席者】  
 鈴木 保       大洞 和子  
 本間美津雄       加藤 政茂       瀬川 優紀  
 芳岡 貴志 (銀山小PTA会長)       斉藤 大生 (銀山中PTA会長)  
 打矢 和美 (銀山小校長)       庵 健司 (銀山中校長)  
【事務局】  
 作田 稔 (銀山小教頭)       船橋 武夫 (銀山中教頭)  
(敬称略)

1. 開会の言葉 (事務局：船橋)

2. 教育長挨拶 (岩井教育長)

3. 委員の任命・紹介

4. 銀山地区学校運営協議会の運営について

事務局(作田)より、別紙パワーポイントの資料を提示しながら、運営協議会設置規則やコミュニティースクールの仕組みについて説明を行った。

5. 銀山小・中学校の経営方針について

打矢校長より、令和3年度の学校経営方針について説明を行った。

6. 意見交換

- ・委員長は加藤さん、副委員長は鈴木さん、コーディネーターには大洞忠義さんが適任ではないだろうか。
- ・仁木地区の運営協議会とは、CSだより等で交流できるのではないかな。
- ・櫻ヶ丘学園の代表の方にも委員になってもらうとよいのではないかな。
- ・委員を増やすには、規約の改正が必要となる。
- ・PTA会長は、PTA会員の話をまとめて協議会にあげていきたい。
- ・試行錯誤しながら、いろいろなことに取り組んでほしい。
- ・他の町の資料を提供するので、活用していただきたい。

7. 連絡事項 ・今後の運営協議会の予定など

- ・令和3年度 ①5~6月 ②9月 ③12月 ④2月 を予定している。

8. 閉会の言葉

令和3年3月31日

仁木町教育委員会  
教育長 岩井 秋男 様

仁木地区学校運営協議会  
会長 工藤 義見

令和2年度 第1回仁木地区学校運営協議会の報告

1. 開催日時 令和3年3月26日(金) 18:30~

2. 場所 仁木小学校 校長室

3. 出席者  岩井 秋男 (仁木町教育委員会教育長)  
 奈良 充雄 (仁木町教育委員会教育次長)  
 清崎 鉄馬 (仁木町教育委員会生涯学習係)  
 工藤 義見  今野 美和  木村 公一  
 大久保 俊哉  藤田 浩  池田 満博  
 渡邊 優 (仁木小PTA会長)  
 齋藤 啓代 (仁木中校長)  
【事務局】  吉田 貴 (仁木小教頭)  佐藤 誠二 (銀山中教頭)

※欠席 ■山崎 貴志 (仁木小校長) ■関 雅樹 (仁木中PTA会長) (敬称略)

4. 会議次第

- ☆委員の任命
- ①開会の言葉
- ②教育長挨拶
- ③委員の紹介
- ④会長・コーディネーターの選出
- ⑤仁木地区学校運営協議会の運営について
- ⑥仁木小・中学校の経営方針について
- ⑦意見交換
- ⑧連絡事項 ・今後の運営協議会の予定など
- ⑨閉会の言葉

5. 委員からの意見(主だったものを抜粋)

- ・一昨年、ミニトマトの選果場ができたが、意外と廃棄してしまうことが多いようである。こうした廃棄トマトを商品化するために、仁木の子供たちにアイデアをもらうのはどうだろうかとも考えている。ミニトマトについて、町全体で取り組むプロセスに価値がある。子供たちの発想にも期待できるものがあると考えます。
- ・仁木の主産業の一つである農業の体験は子供たちに是非させたいのだが、受け入れはなかなか大変である。有料ではあるが、余市エコビレッジというところがあり、体験学習ができる。SDGsの取組などもやっている。
- ・仁木には障がい者の福祉施設があるので、交流を行ってみるのもいいかもしれない。
- ・障がい者を理解する教育について。障がいのある方々の特性を子供が理解することは大切なことと思う。
- ・タブレットを子供が手元において学習するとのことであるが、これまでのようにノートに書き込む学習と変わってしまっていて、学力の定着は大丈夫なのだろうか？  
→様々な場面においてタブレットを活用した学習を行っているが、ノートに書く学習がなくなってしまうわけではない。それぞれの良さを生かし、効果的に学力向上につなげるものとなるよう、今後も努めていく。

6. 第1回協議会を終えて

- ・委員の方々からは、学校と地域とをつなぐ貴重なご意見をたくさんいただくことができた。
- ・次年度第1回目の学校運営協議会において仁木小中学校の学校経営方針について承認をいただくこととなる。5月下旬~6月に予定しているので、年度当初の児童生徒の様子を写真スライド等で見えていただけるような資料を準備したい。

文責 仁木地区学校運営協議会事務局 吉田 貴 (仁木小学校教頭)

